

# 放課後等デイサービス 自己点検評価書

(地域生活支援センター「える」)

[様式 11] 自己点検評価書

① 事業の目的、運営方針・理念

<p><b>【事業の目的】</b>                  利用児童の「困り感」に寄り添い、のびのびと安心して過ごせる環境を提供します。その中で、遊びや活動、人とのかかわりを通じ、人を信頼し、安心して自分らしく成長していけるよう専門的に支援します。                  また、保護者の気づきを大事に受け止め寄り添い、協同、協力関係を築きながら地域の中で豊かな暮らしができるようサポートしていきます。</p>
<p><b>【運営方針・理念】</b>                  1. 利用児童一人ひとりの気持ちを尊重したサービスを提供します。                  2. 職員は利用者の生活を誠実に責任を持って支えています。                  3. 常に透明で健全な事業運営を行ないます。さらにサービスの向上のために創造的な運営を目指します。                  4. 地域で暮らしている方々に対して必要なサービスを提供していきます。                  5. 地域の行政や福祉サービスと提携し、地域福祉の増進に寄与していきます。</p>

②沿革と現況等

<p><b>【沿革】</b>                  2004年 多摩市に居宅介護・短期入所事業所として開設。その後地域で暮らす利用者のニーズに応え、地域生活支援事業、事業所独自のタイムケアサービスなど事業を拡大。事業所も2014年に稲城市L a V i e 東長沼へ移転し、同年8月より放課後等デイサービス事業を開始。</p>
<p><b>【現況】</b>                  i) 施設名 地域生活支援センター「える」                  ii) 所在地 東京都稲城市東長沼1559                  iii) 利用児童生徒数、職員数  <input type="checkbox"/> 利用児童生徒数 (61) 人  <input type="checkbox"/> 職員数 常勤(4)人 非常勤(7)人</p>
<p><b>【運営規程】</b>                  設置者・管理者向けガイドラインに示される運営規程を定めているか。  <input checked="" type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない (いずれかに<input checked="" type="checkbox"/>すること)</p>
<p><b>【放課後デイサービス計画】</b>                  児童発達支援管理責任者向けガイドラインに示される放課後デイサービス計画を作成しているか。  <input checked="" type="checkbox"/> 立てている <input type="checkbox"/> 立てていない (いずれかに<input checked="" type="checkbox"/>すること)</p>

**【児童発達支援管理責任者】**

氏名（兵頭慶一・鈴木陽子）

専門性に関する記述（50文字程度で）

- ・児童発達支援事業従事し、心理・STなど専門職と協働した療育の経験  
（兵頭：7年 鈴木：5年）
- ・TEACCHプログラム トレーニングセミナー修了（兵頭・鈴木）
- ・法人スーパーバイザーによる講義の受講（TEACCHプログラム）

③JDDnet が定める基準に基づく自己評価

基準 1 環境・体制整備

1-1 利用定員が発達障害の指導訓練室等スペースの関係で適切であるか

(1) 1-1 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

指導訓練室は2部屋合計で合計約40㎡あり、また約10㎡の食堂スペースと合わせて療育を提供しており、国の設置基準の2.47㎡/人を大きく上回り十分に満たしている。また指導訓練室は引き戸によって区切られており当日の活動内容や、利用児の特性に合わせて開放するなど環境調整が行える。屋外での運動活動などは近隣の公園の利用や、地域の資源を利用して行っている。

1-2 発達障害に関して専門的知見を持った職員の配置及び配置数は適切であるか

(1) 1-2 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

全常勤職員を対象として、法人として入職時に新任研修として発達障害支援の基礎的な講習などを2日間かけて実施している。その後、入職半年後に新任フォローアップ研修を1日実施している。その他に、入職3～5年目とリーダー職員を対象とした中堅研修、管理職研修などを実施している。

入職後は毎年2回法人全体での会議を実施し、その際に法人理念の確認から始まり、理事長研修、外部講師を招いての研修、法人内事業所での実践発表などを実施している。また、インターネットで研修の動画が視聴できるeラーニングを今年度より導入し、職員が随時動画で学習し、視聴後にはテストを実施して振り返りが行えるようにしている。

児童発達管理責任者は、TEACCHプログラムトレーニングセミナー等の発達障害支援の為の外部研修などを多数受講経験があり、児童発達支援事業での集団療育や、専門職との協働などの実践経験のある職員を2名配置している。

職員配置数としても、定員10名に対して日々3～4名の配置をしており、必要に応じて個別に対応できる十分な体制を取っている。

・法人全体会議での研修内容 (過去3年分)

平成25年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族との付き合い(市川宏伸 理事長)</li> <li>・支援者としての心構え～ソーシャルワークの視点の必要性～(西原雄次郎氏)</li> </ul>
平成25年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症の診断基準の改定(市川宏伸 理事長)</li> <li>・法人内実践発表(発達障害支援推進委員会)</li> <li>・意思決定支援(山本あおひ 事業統括)</li> </ul>

平成26年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者支援法のねらいと概要(日詰正文氏)</li> <li>・連携について(市川宏伸理事長)</li> <li>・気仙沼支援から(掛川 支援課長)</li> <li>・障がい者権利条約の批准に向けて(山本あおひ事業統括)</li> </ul>
平成26年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事業におけるリスクマネジメント(浅野睦氏)</li> <li>・相談支援とは・利用計画の実際(青野 相談支援部長)</li> <li>・職場のメンタルヘルス対策とは(鈴木祐子氏)</li> <li>・法人内実践発表(発達障害者支援推進委員会)</li> <li>・発達障害と特性理解(市川宏伸 理事長)</li> </ul>
平成27年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的暴力防止プログラム(久松久美子氏)</li> <li>・リスクマネジメント(浅野睦氏)</li> <li>・法人リスクマネジメント(小島施設長)</li> <li>・強度行動障害と医療(市川宏伸 理事長)</li> </ul>
平成27年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内実践発表(発達障害者支援推進委員会)</li> <li>・合理的配慮(関哉直人氏)</li> <li>・強度行動障害と医療(市川宏伸理事長)</li> <li>・個人情報取り扱いについて(山本伊都子氏)</li> </ul>
平成28年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点について(片桐公彦氏)</li> <li>・法人設立の経緯(市川宏伸 理事長)</li> <li>・利用者ニーズに沿った支援の統一(堀内太郎 センター長)</li> </ul>

1-3 事業所の設備等において、発達障害への配慮が適切になされているか

(1) 1-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由(満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

集団での支援を行う上でもっとも重要な配慮として、遊びの共有や活動のねらいが共有できるグループ編成をすることが重要と捉えている。その為、毎年のクラス編成については、保護者からの希望ではなく、利用児の遊び方、理解力、特性、年齢などを考慮して、それぞれのグループのねらいをもった上で編成している。

その為に、事前に保護者からは利用児の生活場面や学校などでの過ごし方などの聞き取りを行っている。その上で、体験利用や、集団での遊びの観察場面を設けて、職員が実際の利用児の過ごし方を確認し、それらを元にしてグループ編成を行っている。

また編成したグループに合わせて指導訓練室などは開放して大きく使用することや、パーテーションなどで更に分けて使用するなど設備面でも調整し、遊びやすさ、過ごしやすさ、活動への集中しやすさなどに配慮しながら支援を提供している。

1-4 発達障害に配慮した環境調整が行われているか

(1) 1-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

利用児が安心して、またなるべく自立して過ごし、活動への参加や遊びなどが広がっていきけるように個別に調整したスケジュールの提示や、コミュニケーションをサポートするカード等を用いた支援を行っている。

身支度などについてもそれぞれが自立して取り組めるように、利用児の理解に合わせた環境設定や、個別の名札カードなどを使用している。遊びの場面でも、共有して遊ぶエリアと、1人で集中して遊ぶエリアを分けることや、運動して遊ぶエリアと机上で遊ぶエリアを分けるなど、利用児の過ごし方に合わせて環境を調整している。また、遊びの共有を促すために、遊ぶ玩具の設定や、全体に提供する玩具の内容や、量についても、その日のグループに合わせて調整を行っている。

【基準1の自己評価と改善・向上方法（将来計画）】

職員のスキルアップと、権利擁護の意識を高めていく為に、法人としての研修システムと事業所内での勉強会とを組み合わせる人材育成を行っている。しかし、発達障害支援の質を更に高めていく為には、今後も外部研修に更に派遣し知識や技術の習得に努めていくことと、非常勤職員を含めてそれらの知識、技術が職員全体へ浸透していく為の事業所内での勉強会などの取り組みの2つをバランス良く充実させていく事が必要だと感じている。

グループ編成については、利用児の特性や遊び方などを考慮して、それぞれの特色のあるクラスを編成している。しかし、保護者にとっては希望した日程で利用できない点や、年度ごとで曜日が変更となる事もある為、不満の原因ともなりやすい。しかし、活動の狙いや遊びが共有できる為のクラス編成の重要性については繰り返し説明し、理解を求め、利用児にとって良いグループを編成して支援を提供していきたい。

## 基準 2 業務改善

### 2-1 業務改善を図るための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか

(1) 2-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

1日ごとの支援の提供に当たっては、児童発達管理責任者の指導の下で当日のリーダースタッフの日案作成から始めている。日案は、当日のスケジュールや活動の内容、利用児への提示方法、場面ごとでの利用児への対応スタッフや、進行などの役割分担などをまとめた物を作成し掲示している。当日支援に入るスタッフ全員が日案を確認して支援に臨めるようにしている。支援終了後には、個別の記録とグループ全体の進行や設定などの振り返りを実施している。グループごとの振り返りや周知事項、また非常勤職員からの意見や気づきなどは週ごとのノートを作成して、職員全体での情報を共有している。

一日毎の振り返りを月ごとの会議にて集約、改めて情報の共有と支援の確認を行い、更に半期ごとに個別支援計画の振り返りと計画の再調整を通して支援の方向性の確認などを行っている。また、それらの情報は、個別記録、支援計画、会議録、グループ毎での共有ノートなど、職員全体で閲覧できるようにしている。

支援の考え方や方向性については、全職員を対象に面談を実施している。個別に話す場も設けることで、支援の考えや、利用者に対して感じている部分など聞き取り、それらに合わせた助言や、全体での方向性へ向けての話し合いを行うことができている。

また、年間の事業計画としては、事業計画に至る事業所や、地域の状況、法人の理念等を含めて4月の会議で職員へ説明を行い、その中で職員ごとの年間の役割分担や、業務での目標設定を行っている。それらの目標や役割は、個別に目標シートを作成し年2回の職員面談を通して進捗確認と調整と、振り返りを行っている。

### 2-2 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか

(1) 2-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

東京都福祉サービス評価推進機構に認証された外部機関に第三者評価を依頼し、利用者アンケートを実施している。実施した第三者評価の結果については、重要となるポイントを分析し、全体での結果と合わせて職員全体で情報共有を行っている。その上で、支援会議を通して具体的な改善ポイントや支援に当たっての注意点、必要に応じてそれらの内容についての勉強会の実施などを行っている。

また、保護者会を毎年開催し、直接保護者からサービスについてのご意見を伺う機会を設けている。保護者会では、実施後にアンケートも実施し、法人としての取り組みや、事業所のサ

ービスなどについてのご意見を頂いている。年に2回実施している個別面談でも支援の説明や振り返りに加えてサービスについての要望の聞き取りの実施、必要に応じては電話での相談や、面談の受入を行っている。

事業所としては、オンブズパーソンを外部の福祉機関の管理者に依頼を行っている。保護者会へ参加して頂き、保護者と直接相談できる機会を設けることや、第三者として支援場面の観察などに定期的に訪問して頂いている。

また市区町村の相談窓口、東京都の相談窓口など第三者の相談先についてもおたより、保護者会やお知らせなどで定期的に保護者に周知を行っている。

## 2-3「厚労省ガイドライン」による自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか

### (1) 2-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

### (2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

第三者評価や、ガイドラインによる自己評価に沿った事業所の状況については、保護者会にて事業所の近況として直接説明する時間を設けている。保護者会では、報告するだけではなく、直接保護者からも質問などを頂きながら、事業所の状況について正しく理解して頂きながら利用して頂けるように努めている。保護者会の内容は、お知らせを作成し保護者全体に報告をしている。

ガイドラインでの自己評価の中でも、特に学校や医療機関との連携については重要と捉えている。学校での様子が変わった際や、学期ごとでの面談の内容や指導計画、医療機関を受診した際の報告や検査などの情報提供が、幅広い視点で利用児の支援を考えていく上で不可欠である。それらの学校や家庭、医療機関での情報提供については、おしらせや面談、連絡帳などで繰り返しお願いしていく中で、提出率も高くなり保護者の意識も変化してきたように感じている。

## 2-4 職員の資質の向上を行うために、発達障害に関する研修の機会を確保しているか

### (1) 2-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

### (2) その理由

法人全体での新任研修、新任フォローアップ研修、中堅、リーダー研修などの取り組みとは別に、事業所内研修も定期的に行っている。

放課後等デイサービスに従事する全職員を対象に、グループごとのねらいや、基礎となる支援のポイントなどについては資料にまとめ、少人数で勉強会として時間を設けて児童発達管理責任者より説明を行っている。また児童発達管理責任者は、毎月の支援会議内において発達障害児への支援についての勉強会や、利用者の権利擁護の為の話し合いなどを実施している。その他、職員と相談しながら、必要に応じてコミュニケーション、スケジュールの支援などテーマを設けての勉強会の開催を実施している。

職員個別については、毎年の職員面談を通して、事業所内での役割や今後のスキルアップに



向けて必要な学習のポイントを確認し、必要に応じて外部研修の受講を勧めている。外部の研修については、受講費や交通費の補助を行っている。外部研修で専門性が特に高く、事業所の支援の質の向上に大きく寄与すると認められた研修については、受講料を全額事業所負担での研修派遣も行っている。

また今年度はTEACCHプログラムアドバイザーによる事業所へのスーパーバイズを依頼している。以上のように法人としての取り組み、事業所としての取り組み、外部の研修やスーパーバイズを取り入れて職員の専門性の向上、スキルアップに努めている。

#### 平成27年度 支援会議内での研修内容

平成27年4月	平成28年度 報酬改定について・事業計画について
平成27年5月	非常勤スタッフとの連携について(非常勤支援マニュアル)・スケジュールについて
平成27年6月	山口県下関虐待報道を受けて第一回(個別アンケート・グループ検討)てんかん発作対応マニュアルについて(改訂)
平成27年9月	山口県下関虐待報道を受けて第二回(アンケート内容の講評・話し合い)
平成27年11月	感染症マニュアル(改訂)

#### 平成28年度 支援会議内での研修内容

平成28年4月	事業計画について 放課後等デイサービス事業とは
平成28年5月	緊急時の対応について(緊急時マニュアル・事故怪我対応・意見、苦情マニュアル)
平成28年6月	利用者の呼称について・遊び方について(水遊び)

#### 【基準2の自己評価と改善・向上方法(将来計画)】

PDCAサイクルについては、そのグループの支援についての部分(日案作成～支援振り返り、月ごとの会議、半期での振り返りと計画作成)と、法人全体での事業計画としての部分とでそれぞれ会議や面談を設けて取り組んでいる。

特に支援については、職員間でも様々な意見が上がることや、気づきに差が出ることもあり、必要な場面で情報共有や、助言を通して職員全体で方向性が整っていることが重要だと考えて取り組んでいる。

保護者会は毎年開催しているが、まだ参加率が低い状況がある。今後は保護者向け勉強会やペアレントトレーニングなども盛り込み、参加率を上げていきたい。より多くの保護者へ直接事業所の状況など説明しながら、保護者とも情報共有をしてサービスを利用して頂けるように進めていきたい。

職員の育成については、今後は支援の法人内外での実践発表や、中堅リーダーが講師となつての勉強会の実施など、発表力、説明力を含めより良い学びに繋がっていく機会を増やしていきたい。

### 基準 3 適切な支援の提供

#### 3-1 発達障害のアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか

(1) 3-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

サービス利用に当たっては、毎年保護者から事前に保護者用アセスメントシートに記入を依頼して情報を提供して頂いている。合わせて個別面談を実施し、学校や他事業所、家庭などでの過ごし方の聞き取りと、実際に利用児にも来て頂き遊びの場面などでの行動観察を経て利用決定を行っている。

利用後は職員による事業所作成のアセスメントシートを用いて利用者像を職員間で共通認識し、支援計画作成を行っている。また学校での指導計画や、他機関での検査のレポートなど必要な情報は随時保護者より提出を求めて、必要な情報を共有し、計画に反映している。

#### 3-2 子どもの状態を把握するために、発達障害のアセスメントツールなどを使用しているか

(1) 3-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

インフォーマルなアセスメントツールとしては、行動観察シート、保護者用アセスメントシート、職員用アセスメントシートを使用している。

初めて利用する児童については、遊び方やコミュニケーションなど行動観察シートを使用して初回のアセスメントを実施している。

また保護者記入のアセスメントシートは毎年利用の方には記入して頂き、家庭や学校などでの過ごし方や成長について確認できるように行っている。計画作成や利用者像の共有として事業所で作成した職員用のアセスメントシートを使用している。

また外部で専門職の発達検査などを受けている利用児についてはレポートの提出をして頂き、フォーマルなアセスメントの情報提供を受けている。

#### 3-3 発達障害の活動プログラムの立案をチームで行っているか

(1) 3-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

曜日ごとのクラスにクラス担当の職員を配置し、児童発達管理責任者と連携して支援計画作成、日案作成、月ごとの会議の項目の設定などを行っている。またそれらの作成に当たって、必要に応じて職員会議や話し合い、記録のファイリング、グループ別ノートなどでの情報共有を行いながら進めている。

日々の支援については、日案を通して進行役や、利用児の個別サポート、進行の準備など役割分担を定め、チームとして支援が円滑に、安全に提供していけるように計画して行っている。

### 3-4 発達障害の活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか

(1) 3-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

当事業所での放課後等デイサービス事業は放課後、学校休校日ともに、主に①集団での遊びの場面、②集団での設定活動の場面③お集まりで構成している。利用児やグループに合わせて、小集団や個別での遊びや活動の時間、自立課題や、リラックスタイムなどの静的な場面や時間も取り入れて行っている。

毎年4月に新しいクラス編成を行っており、年度の開始時は担当スタッフとの信頼関係や、クラス内での利用児同士の関係性を作っていくことを大事にして時間配分や内容を設定している。特に、新年度は学校など利用児の生活環境も大きく変化する為、利用児の様子を見て楽しく通える場、安心できる場となれるように配慮している。

設定活動の内容は運動や製作、音楽などグループのねらいを元に設定し、その上で利用児の参加状況や、理解、グループとしての積み重ね等に合わせて調整をしている。

### 3-5 平日、休日、長期休暇に応じて、発達障害の課題をきめ細やかに設定して支援しているか

(1) 3-5 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

学校終了後は、学校の状況に応じて利用児の抱えている疲れや負担も異なる為、それらに配慮して活動内容等を調整している。具体的には、設定活動を通しての全体で遊びながら過ごせる設定や、個別に落ち着いて過ごせる環境の提供などグループと利用児に合わせて調整している。宿題についても保護者と相談し、取り組む時間や量、添削方法など相談をし、実施している。

長期休暇中や祭日などは、利用児の最も元気で力の発揮できる時間帯から関わる事が出来る貴重な機会となっている。そのため、運動量のある活動や、外へ出て行う活動を積極的に取り入れている。また、買い物や調理など時間をかけて行える活動や、利用児の希望を話し合いながらまとめ、実行していくなど余暇を充実して過ごす為の活動などを行っている。

活動の設定や、グループに合わせての調整は、児童発達管理責任者とクラス担当とで月案として、月ごとに大まかに設定をした上で、その日ごとの出席状況なども踏まえて日案として調整している。

### 3-6 子どもの発達障害の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか

(1) 3-6 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

グループ編成については、利用児の遊び方、特性、年齢などを踏まえて編成している。集団での遊びや活動を中心としているグループや、個別や小集団での過ごし方を中心としているグループなど、ねらいを持って編成したグループで支援を提供している。

また活動の中でも全体として遊びや活動の共有しやすい前半の時間帯と、疲れなどから難しくなってくる後半の時間帯は意識して活動内容やスケジュールを調整している。

特に一日の終盤は、疲労などから自己コントロールなどがより苦手になる場合が多いので、利用児同士でのトラブルになりやすい傾向がある。設定活動を細かく入れたスケジュールや、より小集団や個別に分かれて行う活動を取り入れる、個別に過ごしやすい環境の設定など調整を行っている。それらのバランスについては、面談を通して保護者から学校や家庭での過ごし方などを確認した上で、相談して個別支援計画としてまとめている。

### 3-7 発達障害の支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか

(1) 3-7 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

支援開始前には、当日の日案を作成し打合せを行っている。日案には、当日の一日の流れ、提示する全体スケジュール、個別への配慮事項、設定活動での職員の役割や、利用者ごとの分担など、場面ごとの注意点を盛り込んで作成している。

日々の支援の振り返りは個別支援記録と別に、グループごとにノートを作成し、振り返りで上がった注意点などをまとめ、日案と合わせて確認し、必要な情報について共有して支援に臨めるように取り組んでいる。

### 3-8 発達障害の支援終了後には、職員間で必ず打合せをするなど、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点などの情報を共有しているか、又はその工夫がなされているか

(1) 3-8 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

支援終了後には、利用者個別の記録と合わせてグループ全体の進行などの振り返りを行っている。進行や利用者対応などで挙げられた点は、グループ毎で作成しているノートへまとめることや、日案に反映させることで、職員が共有できるようにしている。また、職員から個別の対応などでの疑問や、気になって点については、児童発達管理責任者やグループ担当の職員と随時話し合いを行なっている。またそれらの話し合いによって挙げられた点は、勉強会などに取り入れる等、職員全体で共通の認識を持って支援に臨めるようにしている。

また日々の振り返りでの事項は毎月の支援会議での議題に取り入れるなど月ごとでの振り返りも実施している。

**3-9 日々の発達障害児の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか**

(1) 3-9 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

個別の記録については、支援計画にもとづき、必要な項目などは個別に調整した個別支援記録用紙を使用している。重要な事項を記録用紙に反映させていることで、日々職員が支援のポイントについて意識して観察していけるようにしている。また日案や月ごとの会議で利用者の観察のポイントなども周知している。また半期ごとでの個別支援計画の振り返りを行い、支援の検証をして支援計画の調整をしている。

**3-10 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか**

(1) 3-10 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

個別支援計画は年に2回更新をしている。また更新の際には日々の振り返り、月ごとの支援会議を踏まえて支援計画の振り返りを作成している。支援計画振り返りを元に保護者と面談を実施し、家庭や学校での過ごし方、医療機関を含めて利用している外部機関からの情報提供を依頼し、利用者の生活全体での過ごし方や成長、課題となっている点について聞き取りを行っている。面談以外にも医療機関の受診や学校での面談があった場合には、個別に情報提供を求めている。特に特別支援学校へ通っている児童からは学期ごとの個別指導計画などを提出して頂くなど定期的な情報提供を頂いている。

また面談では事前に個別支援計画の案を作成した上で行い、聞き取りや保護者の要望などに合わせてその場で調整、相談をしながら計画作成を行っている。

**3-11「厚労省ガイドライン」の総則の「基本活動」(1) (3) ② ア・イ・ウ・エ)を複数組み合わせる支援を行っているか**

(1) 3-11 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

スケジュールの切り替えや身支度、片づけなど、利用児の持つ理解や力を活かして自律して参加していけるように個別支援計画に定めて環境設定などを行っている。その上でグループのねらいに合わせて季節ごとの製作や調理、音楽活動、外出や運動遊びなどの設定活動を実施している。また学校休校日には、図書館や地域の公園、地域で行われている行事への参加など地域資源を活用した余暇活動についても設定活動に取り入れている。

**【基準3の自己評価と改善・向上方法（将来計画）】**

専門職がない為、フォーマルなアセスメントについては、他機関で実施した物の情報提供

を頂いている。インフォーマルなアセスメントとしては、日々の記録、振り返り、行動観察シート、保護者に依頼するアセスメントシートと、事業所作成のアセスメントシートなどを利用して評価し、保護者と面談を通して確認しながら支援に活かしている。

現在は他の放課後等デイサービス事業を利用している方も多く、保護者より他事業所での取り組みや、支援計画などについて情報提供を頂いているが、今後必要な利用児については事業所間での情報提供など必要な支援や情報については共有していけるようにしたい。

特に個別に支援や対応などは職員間で統一し、連携して行っていく事が重要であり、日案作成から振り返り、月の会議、半期での支援計画への振り返りを通して情報共有を図って支援に臨んでいる。

## 基準 4 関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携

### 4-1 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの発達障害の状況に精通した最もふさわしい者が参画できるようになっているか

#### (1) 4-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

#### (2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

相談支援事業所のサービス担当者会議、保護者を含めた計画説明などには児童発達管理責任者、グループ担当者など、対象となる利用児の支援に直接従事している職員を派遣している。会議を通して事業所での利用児の状況の説明や、個別支援計画などを説明し、必要な情報について提供して頂き情報共有を図っている。

### 4-2 保護者が許容している場合において、学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか

#### (1) 4-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

学校での様子について、学期ごとでの個別指導計画や面談での内容は、保護者へ報告をお願いしている。指導計画など書面で提出できるものについては、随時保護者から報告を頂くようお願いをしている。

毎月のサービス利用に際しては学校の終了時間などを保護者に確認して頂いた上で、お申込みを頂いている。学校での取り組みについては、学校が出しているおたよりのコピーを頂くなど書面での情報提供も行っている。

排泄状況や、パニックや不安など当日の状況に大きく関わる利用者の情報については送迎時に直接担任からの引き継ぎを依頼している。

### 4-3 医療的対応が必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えているか

#### (1) 4-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

#### (2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

医療機関を利用している児童については、毎年主治医、通院頻度、また通院した際にはその様子などを保護者に報告を求めている。現在、医療的ケアが必要な児童は現在在籍していないが、医療的ケアが必要な児童が利用の際には、主治医より必要な対応について指示書などの書面の提出を求めている。

指示書については、法人在籍の看護師へも報告し内容を確認し、現場支援での対応方法を支援マニュアルなど書面に作成して職員へ周知していく。

また稲城市立病院と協力医療機関の提携を行っており、緊急的に医療的な対応が必要となった場合には協力医療機関、法人本部の看護師と連携して対応する体制を整えている。

**4-4 就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか**

(1) 4-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

当法人ではライフステージに合わせたサービスを地域で展開することを理念としており、現在地域の中で、当法人が行っている児童発達支援事業所から当事業所へのサービス利用の流れができてきている状況である。それに伴い児童発達支援事業所からは毎年新規利用の利用児の状況については保護者承諾の元情報提供を頂いている。

特に配慮が必要な児童については、担当職員との話し合いの場を設け、実際に使って居た支援ツールや、活動プログラムについて情報提供を頂いている。

**4-5 学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの発達障害の支援内容等の情報を提供するなどしているか、又はその態勢ができていますか**

(1) 4-5 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

実施した支援については、毎年2回の支援計画作成の際に支援報告書を作成して保護者へ書面で提供を行っている。現在まだ卒業をした児童は居ないが、保護者からの依頼を受けて書面での提出、また個別に支援の注意点や行ってきた支援などについて情報提供を行うことができることについては、保護者に説明を行っている。

利用する事業所が切り替わる際の支援の引き継ぎは非常に重要と捉えており、保護者と移行先の事業所からの依頼を受けた際には、担当職員や児童発達管理責任者の引き継ぎの話し合いへの派遣などの対応を準備している。

**4-6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか**

(1) 4-6 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

稲城市には発達支援センターがあり、発達障害に関わる生活や就学、就労など生活全般に関わる相談を行っている。サービス提供を通して生活や家庭全般に支援が必要と感じた場面では、発達支援センターや計画相談事業所、行政機関への紹介を積極的に行っている。

紹介の際には、保護者承諾の元、当事業所での支援計画、振り返り、活動や支援での実際の様子などの情報提供を積極的に行っている。その後利用に際しては定期的な情報共有の機会を設けて、家庭や保護者への支援と、利用児への支援と連携しながら提供している。

また発達支援センターや地域の療育機関での研修についても定期的に職員を派遣して受講させて頂いている。



**4-7 放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会を設けることができるか**

(1) 4-7 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

設定活動の中で、地域の社会資源を利用する経験や、地域の行事への参加などを行っている。具体的には地域の公園への外出、図書館や児童館などの施設の利用や、地域のお祭りや市で開催しているイベントへの参加する経験を社会性の支援として提供している。

**4-8(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加しているか**

(1) 4-8 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

当事業所が利用者を受け入れている多摩市と稲城市の自立支援協議会へは法人の代表として職員を派遣している。参加している法人の代表職員とは月ごとの管理者会議を定期的実施、事業所の情報や、地域で連携して対応しているケースなどについて情報共有を行うとともに、地域や行政の情報などを情報共有している。

**4-9 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか**

(1) 4-9 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

日々の支援での利用児の様子については、送迎時の引き継ぎ、連絡帳への記載を通して引き継ぎを行っている。また、連絡帳では保護者からも学校での様子、学習の様子、週末などの家庭での様子などの情報を記載して頂いている。

日々の連絡帳では伝えきれない部分は、支援終了後に担当職員や児童発達管理責任者と電話での話し合いを設けることや、個別に事業所に来て頂いての面談を行っている。

日々の引き継ぎとは別に、全利用者を対象に年に2回の個別支援計画作成と振り返りの面談を実施しており、家庭、学校、医療機関など必要な生活場面での利用児の情報を共有している。

**4-10 保護者の発達障害への対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング(P34・P42・P47 参照)等の支援を行っているか**

(1) 4-10 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

学校や医療機関へ利用児の特性や、支援のポイントなどを伝えることが難しい保護者へ対し

ては、面談や引き継ぎ等でのやりとりを通して職員から助言を行っている。また要望に応じて情報提供書の作成も行っている。利用児の特性の捉え方や日々の生活での困り感などは連絡帳や面談、電話やメールを利用して随時相談を受け話し合いを行っている。

また個別の相談に応じて、医療機関受診の際にパニックとなってしまった利用児に対しては、事業所で個別のスケジュールを作成して提供などを行っている。

日々の支援で培ったツールや、利用児の理解に合わせた対応については、支援の報告や実際のツールの提供など行い家庭生活でもなるべく般化できるよう保護者と連携を行っている。

#### 【基準4の自己評価と改善・向上方法（将来計画）】

現在学校との連携については、日々の引き継ぎや面談などの報告、個別指導計画の提出などの情報提供が中心となっている。特別支援学校など一部在籍時の多い学校への学校公開への参加などは実施しているが、全利用者の学校へは実施することができていない。学校への訪問や、担任との直接の話し合いの場面などは今後も積極的に増やしていきたい。

法人全体としての地域に多数の事業を展開しており、行政や関係機関と連携している機会も多く、必要な情報や意見の交換などは積極的に行うことができています。特に法人でライフステージに合わせて未就学児の通所から、成人期の通所事業、相談支援事業や発達支援センターまで幅広く実施している事で、年齢に合わせてのサービスの変化や家庭やサービス全体を通じた視点で利用児の支援を捉えて連携することができています。

保護者とは必ず2回は面談を実施し、希望に応じて電話やメールなどでの相談も実施しているが、家庭や保護者の状況によってはより細かい頻度での面談の実施も必要だと感じている。

## 基準 5 保護者への説明責任等

### 5-1 運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか

(1) 5-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

利用契約時に契約書、重要事項説明書、契約書別紙に則って事業所の説明やサービス内容などについては説明を行っている。利用料金については料金表を作成し保護者に自己負担額などについて具体的に示している。年度によって加算などが変更になった場合は新たな料金表を作成して全体へお知らせし、保護者会でも加算の要件についての説明や、加算取得の経緯や必要性などを説明している。

また日々の活動で食材費や教材費など実費負担が別途発生する場合は、事前に月案で保護者へお知らせしている。

### 5-2 保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか

(1) 5-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

日々の送迎時の引き継ぎ、連絡帳、電話面談やメールや、半期ごとでの面談を通して保護者からの相談を受けている。相談内容によっては追加の面談の実施や、関係機関などと連携しての情報提供などを行っている。

特に家庭生活に関わる相談については、相談機関や医療機関、行政機関など必要な関係機関の紹介など、通所事業所単体で抱え込まないように行っている。通所サービスだけでは対応できない部分は、地域のサービスで包括的に支援を提供できる体制を作る事を意識して対応している。

### 5-3 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか

(1) 5-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

毎年保護者会を行い、直接事業所の情報を説明することや、保護者からのサービスについての意見を伺う機会としている。また保護者会の中で、保護者同士での最近の困り感や、地域の情報などを交換する時間も設けて保護者同士の情報交換にも努めている。

まだ保護者会への参加率が高くない事や、父母の会の設立には至っていない。今後、保護者会の中での勉強会や先輩保護者の話を聞く会など、出席率を上げられるような行事を取り入れていき、保護者交流を盛んにしていきたい。

**5-4 子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか**

(1) 5-4 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

法人として苦情解決システムを設け、苦情については事業所単独ではなく、法人全体として認識して対応を行っている。保護者へ対しては苦情解決窓口と解決責任者について利用契約書別紙に基づいて説明し、また毎年の利用の際に配布する利用のしおりでも周知を行っている。

また直接伝えにくい場合は、オンブズパーソンや、行政の相談窓口の紹介も定期的に行い、第三者を含めて対応できる体制を周知している。

**5-5 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか**

(1) 5-5 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

事業所の活動の内容やサービス利用に当たっての注意点などは月案と、毎月申込みを頂く申込み用紙に情報提供欄を設けて保護者に配布している。また事業所のおたよりとして“「える」だより”を作成し、事業所の近況や、注意事項、支援の様子、スタッフ紹介など事業所の情報を定期的に発信している。また熱中症対策や、受給者証の更新などの行政手続きについては、臨時でお知らせを作成して情報提供を行っている。

また毎年度利用する方に利用のしおりを配布している。利用のしおりではサービス利用にあたっての注意事項に加えて、事業所の連絡先、苦情相談窓口、苦情解決責任者、虐待防止委員会、オンブズパーソンや外部の相談窓口についても周知を行っている。

これは以前利用契約書などで初回に説明していたが、第三者評価では「知らない」と回答した保護者が非常に多かった為、毎年改めて利用のしおりを作成して繰り返し周知する取り組みとして行っている。

法人全体としては「正夢通信」を作成している。法人全体での状況や、取り組み、各事業所の取り組みなど年4回機関誌として発行し、全利用者に配布をしている。

**5-6 個人情報に十分注意しているか**

(1) 5-6 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

法人として個人情報保護規定を定めている。また採用時に個人情報の保護については退職後についても引き続き守秘義務がある事などを説明し、誓約書を取り交わしている。

保護者へ対しても他機関への情報提供に際しては必ず保護者の承諾が必要な事を利用契約時に説明を行っている。外部機関へ書面での情報提供の際には、情報提供承諾書を保護者に提

出して頂いてから実施している。また、直接外部機関から利用児についての問い合わせがあった場合も、必ず保護者の承諾の確認をしてから情報提供を行っている。

利用児の写真や動画をおたより等で使用する際には、実際に使う写真データを取り込んだ使用承諾書にてその都度保護者に同意を得てから使用している。

事業所内での個人情報の保管方法は、鍵付のキャビネットで保管し、事業所の建物には警備システム（セコム）を導入している。パソコン上のデータについても個人のUSBメモリーの使用やノートパソコンの持ち出しは禁止している。

#### 5-7 発達障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか

##### (1) 5-7 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

##### (2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

ジェスチャーやサイン、カード、文字盤等のコミュニケーションツールを使用している利用児については、学校や家庭で使用している物を確認している。またツールの変化や、語彙が増えた際には随時報告を頂いている。

また、言葉での訴えができていない利用児についても、困った場面や、本当に必要な際に意志表示ができない事も多い。コミュニケーションサンプルなど、利用児のコミュニケーションについて評価を行い、必要な場面ではリマインダーや自分で選択して作成する個別スケジュールなど本人の力で発信できるためのツールを設けて意思表示を支援している。

利用児同士のコミュニケーションでも、話し言葉だけでは、十分それぞれの意志や話の流れを理解する事が難しい事も多い。話し合いの際には、紙やホワイトボードに話の要点を書き出すことや、それぞれの発言や意見について書き込んでいく事、選択式にして話し合いのポイントを分かりやすくする等、利用児が見て確認して意見を交換していけるように設定している。

保護者への説明について配慮が必要な場合は、関係機関と情報の共有を図り、事業所ごとでの説明の分担や、また重要な点は繰り返し説明をして理解を促していけるように連携を行っている。

#### 5-8 事業所の行事(バザー、映画上映、夏祭など)に地域住民を招待するなど地域に開かれた事業運営を図っているか

##### (1) 5-8 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

##### (2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

法人として地域向けのお祭りを実施して、地域に開放した活動を行っている。またお祭りへは利用児も参加し、地域との交流の機会となっている。また法人全体として地域の様々な行事や学校の行事等に参加している。

またグループの設定活動としても地域の社会資源を活用した過ごし方の学習を行っており、公共施設や公共交通機関の利用、地域の行事への参加などを取り入れている。また外活動として日常的に近隣の公園の使用など地域との接点となる部分を設けている。

**【基準5の自己評価と改善・向上方法（将来計画）】**

保護者からの相談で、特に家庭生活に深く関わる内容は、相談機関や医療機関、行政機関との連携が不可欠である。地域の関係機関との連携については毎年事業計画にも盛り込んで取り組んでいる。法人として稲城市、多摩市を中心に事業展開をしてきた経緯もあり、地域の他機関との関係性が作られた上で、連携や情報共有をし、必要に応じて包括的な支援体制を作ることができている。今後は他の放課後等デイサービス機関なども加え、地域の中での連携していける体制作りについて取り組んでいきたい。

サービス利用に当たっての注意事項、外部の相談機関の連絡先などは、利用契約時の契約書等、年度開始時に配布する利用のしおり、毎月発行する月案と申込用紙、事業所のおたよりと、定期的に発信し続けていく事が重要だと感じ、継続的に取り組んでいる。運営規定や重要なお知らせについては、事業所入口への掲示など保護者がいつでも閲覧できるようにしている。外部機関との情報提供を受ける際には原則保護者を介して頂く形を取り、外部へ提出する際には情報提供承諾書を作成し、必ず保護者が中心となるように取り組んでいる。

利用児のコミュニケーションの支援は、職員の基礎的な知識も重要となる為、コミュニケーションの支援についての勉強会は定期的開催をしている。特に言葉を使って発信ができていない利用児の捉え方については、職員間に差が生じるリスクがあるので、日々の振り返りや、月の会議を通して共通認識を持って対応していけるように注意して取り組んでいる。

## 基準 6 非常時等の対応

6-1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか

(1) 6-1 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

事業所として、支援マニュアルを作成し、怪我などの緊急時対応、利用者個別の緊急連絡先の一覧表、感染症マニュアル、てんかん発作の対応マニュアル、各疾病別の基礎的な対応などをファイルにまとめ、事務所に保管している。新規利用者受入時には、必要に応じて支援会議などで改めて周知を行っている。

感染症予防の観点から嘔吐物の処理の練習や、処理の為の備品のチェック、感染症の際の登園基準の保護者への周知は毎年定期的に行っている。また、救急車の依頼方法や救命相談センターの連絡先、協力医療機関の連絡先等は事務所に掲示している。

6-2 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか

(1) 6-2 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

避難訓練実施に当たっては訓練実施計画書を作成し、利用児の特性や状況に合わせて内容を調整して実施を行っている。訓練後には当日の利用児やスタッフの動きなどについて振り返りを行い、記録として保管し、次回の訓練に活かしている。

法人として消防署などに協力を頂き、AEDの使用訓練や、救命救急の訓練などを行っているが、全職員の受講には至っていない。

6-3 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか

(1) 6-3 の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

事業所に虐待防止委員会を設置し、虐待防止規定、虐待防止委員長、虐待防止マネージャーを定めている。虐待防止委員会のメンバー、通報の手順、市区町村と東京都の虐待防止センターの通報先については事務所に掲示している。

また、利用者の権利擁護に対しての取り組みとして、法人全体会議で外部講師を招いた研修を年2回定期的に実施している。また法人内で権利擁護委員会を設けており、各事業所の代表スタッフで権利擁護の為のマニュアルの作成や、事例集などを作成し周知する活動を行っている。

また虐待防止委員会として、事業所内会議で利用者の呼称に対する話し合いや、他事業所等

での虐待の報道を受けて、何故権利侵害に至ってしまったのか職員の意識を見直す為の話合いなどを行っている。

法人としても権利擁護委員会を行っており、委員会では各事業所の代表スタッフが集まり、支援の際の職員の姿勢を定めたマニュアル作成や、利用者支援でのグレイゾーンな実践例の作成などを行い各事業所に資料として配布している。

**6-4 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか**

(1) 6-4 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

やむを得ず身体拘束を行う場合の留意点や、切迫性、非代替性、一時性の要件については事業所の定めた虐待防止マニュアルに定めている。現在は、個別の支援やカームダウンエリアなどの落ち着く為の環境設定や個別支援によって支援計画に記載して備えているケースはない。今後、強度の行動障害の受入などに際しては、保護者へ対してもマニュアルに沿って十分な説明の元、具体的な手順や、終了の方法などを十分協議して受け入れていく。また、支援が困難なケースについては、法人内での支援検討の委員会の活用やスーパーバイズや、また法人外のスーパーバイズの活用など、より良い支援計画につい幅広い視野と専門性を取り入れて対応をしていく体制を整えている。

**6-5 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか**

(1) 6-5 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

毎年度利用開始時に利用児の食事やおやつの嗜好の調査と合わせて必ずアレルギーについても調査票を使い書面で提出をお願いしている。アレルギーのある利用児については、提供するおやつなどは具体的な品名を含めて確認をしてから提供している。

また提供時に他利用者分と誤って提供する事を防ぐ為、該当児童のいるクラスで提供するおやつ全体からアレルギーの含まれた商品は除外する対応を行っている。

万が一摂取してしまった際の対応については意志からの指示書を提出して頂き、併せて主治医の医療機関などの連絡先を保護者に提出をして頂いている。

**6-6 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか**

(1) 6-6 の自己判定

十分満たしている    満たしている    ほぼ満たしている    満たしていない

(2) その理由 (満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載)

インシデント・アクシデントレポートを使用して事業所での事故や、事故に至りそうになった場面について各職員から報告をしている。挙げられたレポートは、出勤した職員が必ず閲覧できるように事務所に掲示し、閲覧者は押印をして必ず全員が閲覧しているか確認できるように



している。また月ごとに会議で当該期間のレポートは再度読み込みを行い、対応策などを確認している。

また事業所で挙げたインシデント・アクシデントレポートは法人全体として実施しているリスクマネジメント委員会に集約し、全事業所の事故の傾向などの集計を行い、法人全体の会議での報告などを行っている。

**【基準6の自己評価と改善・向上方法（将来計画）】**

緊急時に対応するマニュアルは場面ごとに定めているが、実際に事故場面を想定したスタッフの訓練などを通して現場の実践に適した内容に随時見直しをしていきたい。また避難訓練と合わせて消防署に協力を頂き、まだ一部職員の受講に留まっている救命救急法の受講を職員全員が受講していけるように定期的開催をしていきたいと考えている。

虐待を防止するための取り組みとして、事業所内外での支援技術向上の為の研修、法人で行っている権利擁護委員会や虐待防止委員会としての研修などを今後も継続的に取り組んでいく事が重要である。支援技術の向上と権利擁護の意識の向上の両輪を合わせて取り組むことで虐待防止に今後も務めていく。

しかし、大きな仕組だけではなく、日々の職員とのコミュニケーションも重要だと考えている。日々の支援を通してそれぞれの職員の利用児へ対する姿勢や、支援技術について注目し、必要に合わせてミーティングや個別の面談を実施し、支援についての疑問や、難しさを早い段階で共有して、チームとして対応を考えていく姿勢を事業所として示して支援に取り組んでいきたい。

④施設が保護者目線で評価した基準（A・B・C）と独自の基準による自己評価

基準 A、B、C と独自の基準

A 子ども自身は通所を楽しみにしているか

(1) A の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

グループ編成については、利用希望児の特性、年齢、遊び方など特徴を判断してクラス編成をしており、各クラスで遊びや活動の共有できる集団を形成している。利用児の特徴が揃っている事で、遊びについても関係性ができ、拡がりやすくなっている。

また終了時のお集まりでは、発表できる利用児から本日の楽しかったことや、今度やりたいことなどを発表形式で伝えてもらい設定活動に活かしている。

B 保護者は事業所の支援に満足しているか

(1) B の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

第三者評価では、総合的な感想で満足・大変満足の回答が約90%頂けている結果となった。個別面談や、保護者とのやりとりを通して、学校での頑張りや放課後での楽しみや、安心して過ごせる場としてバランスが取れていることや、学校の大きな集団ではできない部分を放課後で対応できている事が保護者に伝わっている結果だと感じる。

しかし、利用希望者が増える中で、週に2～3日使いたいという要望や、今後定員を上回った際に誰かが使えなくなってしまうことへの心配などの声も多く聞かれている。

C 保護者が活動の様子を自由に見学できるようになっているか

(1) C の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

利用前に事業所の見学、実際のグループへの体験参加などを行っている。保護者にクラスの雰囲気などを見て頂くだけではなく、事業所としても利用希望の児童の遊びの様子などを観察する機会となっている。利用開始後も利用児の不安や緊張に配慮して、慣れるまで親子での登園を依頼することもある。また利用後については、希望する保護者は随時見学を受け入れている。

D 利用児同士の特性や、相性を考慮したグループの編成

(1) D の自己判定

十分満たしている 満たしている ほぼ満たしている 満たしていない

(2) その理由（満たしている場合はその理由を、満たしていない場合はその課題を記載）

普通級で交友関係などが十分な児童は、自分で遊びの合うお友達を見つけて、関係を作り、放課後遊んで過ごす事が多い。しかし、当事業所への利用希望者は、発達に偏りがある等、関係性を作っていくことが苦手な児童や、1人で行動が難しい児童、支援学校や支援級など校区が広くお友達が近隣に居ない児童など放課後に遊べるお友達と一緒に過ごすことが難しい児童が多い。当事業所の放課後等デイサービスでは、集団を作ったの過ごす場所ではなく、遊びが共有できる集団を作って受け入れることで、放課後にお友達と遊べる場所、一緒に活動できる場所となる集団にしていくことを目的としている。そのために利用児の特性や年齢、過ごし方などの行動を見て、事業所が通所する日程とクラスを主体的に決定して受け入れている。

遊びや活動が共有できることで、利用児同士の関係性もできやすくなる。関係性ができていく中で、利用児同士のやりとりや、その中での社会性などが必要になっていく。そこへ小集団の良さを活かし、スタッフが間に関わるなど、利用児同士の遊びや活動を通してコミュニケーションを拡げていく。設定活動を通して集団で過ごす場面や、個別で遊ぶ場面とのバランスなどグループの特色を活かした支援を提供できている。

また、保護者からの放課後のレスパイトの希望も非常に多いのが現状である。当事業所は放課後等デイサービスの他に居宅介護事業、地域生活支援事業など他の福祉サービスも提供しており、その中の日中一時支援事業でレスパイトを目的とした希望には応えている。

※以降必要に応じて発達障害に配慮し対応している項目を独自の基準として D 以降 (D, E, F・・・) に追加してください。例えば、①観察カメラの設置、②デイサービス向上のための証跡記録の保存体制の整備、③野外活動の導入、④医療スタッフの配置等発達障害に対応する項目について記載してください。特別記載する事項がない場合は、D に関しては項目として削除しても構いません。